

平成31年3月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

3月25日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、本件対象文書が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生が修習教材としての一般資料のうち、情報公開請求により開示される部分を個人使用目的でPDF化した場合、どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

修習記録、教材・資料等の紙媒体の配布物等の電子データ化は、司法修習生が取り扱う修習関連の情報をあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティ

を確保するための対策として、情報の流出・拡散を防止する観点から禁止されているものであり、情報公開請求（裁判所における司法行政文書の開示）の制度により開示されるか否かとは観点が異なるものであるから、同制度との関係を検討する必要性はなく、検討は行っていない。

したがって、本件開示申出にかかる文書は作成しておらず、取得もしていない。

よって、原判断は相当である。